

社会福祉法人白百合福祉会 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白百合福祉会の理事及び監事（以下「役員」という。）の職にある者に対して支給する報酬及び費用弁償等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(理事会の出席報酬)

第2条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払う事ができる。

(監事監査等の報酬)

第3条 監事が法人及び施設の運営状況の指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費等)

第4条 役員が、法人業務（研修を含む。）のための出張する場合は、別表3により日当及び旅費等を支払うことができる。

2 旅費等は実情を考慮し、増額することができる。

(改正)

第5条 この規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成27年4月1日より適用する。

別表 1

名 称	支給額
理事会出席報酬	3, 0 0 0 円 (1 回)

別表 2

名 称	支給額
監事監査指導等報酬	5, 0 0 0 円 (1 回)

別表 3

名 称	支給額
法人業務出張報酬	3, 0 0 0 円 (1 日)
車賃	3 7 円 / km
その他	実費